

医療

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

これまで、75歳以上の人(後期高齢者)と、65歳から74歳で一定の障がいのある人は、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていました。平成20年4月からは独立した医療保険制度である「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります(現在加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険からは脱退することとなります)。

- 対象者
 - ・75歳以上の人
 - ・65歳から74歳で一定の障がいのある人
- 運営主体

大分県の18市町村すべてが加入する「大分県後期高齢者医療広域連合」が被保険者の認定や保険料の決定、給付の決定など制度の運営全般を行います(保険料の徴収や各種申請・届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務は市が行います)。
- 被保険者証

平成20年4月以降は、被保険者一人ひとりに交付される後期高齢者医療制度の被保険証を提示して、医療機関にかかるようになり、現在お持ちの老人保健医療受給者証と健康保険証は使えなくなります(新しい保険証は、広域連合から発行されます)。
- 保険料の負担

現在加入している医療保険の保険料の負担は無くなりますが、後期高齢者医療広域連合が条例で定めた保険料率で算定した保険料が、被保険者一人ひとりにかかります。
- 患者負担

1割負担(一定以上所得者のいる世帯の人は3割負担)
- 給付内容

入院時食事療養費、高額療養費などの給付は、現在の老人保健制度と同様に受けられます。

※保険料率、給付内容、被保険者証の発送方法(時期)、納付書の発送(納期)など詳細については、後日お知らせします。

■現行制度との比較

	現行(老人保健制度)	平成20年4月から(後期高齢者医療制度)
対象者	75歳以上の人 一定の障がいがある65歳以上の人	同左
運営主体	市町村	大分県後期高齢者医療広域連合
保険料の負担	加入している医療保険の保険料を負担	後期高齢者制度の保険料を負担
患者負担	1割負担(一定以上所得者のいる世帯の人は3割負担)	同左
資格取得日	75歳誕生月の翌月(1日生まれの人はその月)	75歳誕生日当日から(現行の老人保健制度の対象者は平成20年4月1日)

■国民健康保険に加入している皆さんへ

現在国民健康保険に加入し、老人医療を受給している人は、国民健康保険保険証の有効期限が平成20年3月31日となっています(平成20年4月1日からは後期高齢者医療の被保険者)。

なお、平成20年4月1日以降に75歳になる人は、国民健康保険保険証の有効期限が誕生日の前日までとなります。

《問い合わせ》・大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771、097-534-1773)

Eメール: oita-kouiki@ever.ocn.ne.jp、ホームページ: <http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/>

・市役所保険課国民健康保険係(本庁舎1階16・17番窓口、☎22-3199)または各振興局市民サービス課

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの皆さんへ

有効期限(平成19年7月31日)が過ぎています。引き続き必要な人は、必ず8月中旬に再度交付の申請をしてください。その場合は、平成19年8月1日からの適用となります。ただし、申請が遅れた場合は、さかのぼって適用されませんので、ご注意ください。なお、現在入院していない人も申請ができます。